

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 27 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則(平成 30 年松江市教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(服務の宣誓)			(服務の宣誓)		
第4条 新たに教職員となった者は、松江市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年松江市条例第37号)第2条の規定により <u>宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</u>			第4条 新たに教職員となった者は、松江市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年松江市条例第37号)第2条の規定により <u>所属長の面前において、宣誓書に署名しなければならない。</u>		
(特例)			(特例)		
第46条 会計年度任用職員に対する次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第46条 会計年度任用職員に対する次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第13条	教職員の休日 休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第 <u>1項第12号及び第13号</u>	第13条	教職員の休日 休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第 <u>2項第1号及び第2号</u>
第16条	教職員の休日 休暇規則第3条	会計年度勤務時間等規則第6条第1項第1号から第5号まで、第8号 <u>から第11号まで、第14号及び第15号並びに第2項第9号及び</u> 第14号	第16条	教職員の休日 休暇規則第3条	会計年度勤務時間等規則第6条第1項第1号から第5号まで、第8号 <u>及び第9号まで、</u> 第2項第9号 <u>から第11号まで並びに第14号</u>
	略	略		略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。